

令和2年6月22日資料

八王子市介護支援専門員研修会 新任研修 介護保険制度以外の高齢者施策

八王子市社会福祉協議会
成年後見・あんしんサポートセンター八王子
植村 春香

社会福祉協議会とは？

★ 法律上の位置づけ

社会福祉法第109条に規定

★ 設置目的

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」

★ 事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

令和2年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ①

高齢者のために

- * ひとりぐらし高齢者の訪問調査を毎年実施
- * ひとりぐらし高齢者福祉事業
 - ・ 昼食交流会の実施
- * 恩方老人憩の家の管理・運営(指定管理者)
- * 長房ふれあい館の管理・運営(指定管理者)
- * むかし若ものふれあい作品展の開催
(八王子市高齢者活動コーディネートセンターと共催)

ひとり親家庭のために

- * 要援護世帯で中学生までの子どもをもつひとり親家庭を高尾山招待

児童のために

- * 八王子市立学童保育所の管理・運営 (指定管理者)
- * 放課後子ども教室の管理・運営 (市委託事業)
- * 児童養護施設等に入所している児童をプールに招待

3

令和2年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ②

障がいのある方のために

- * 手話通訳・要約筆記協力者の派遣(市委託事業)
- * ふれあい運動会への協力・援助
- * 福祉まつりへの協力・援助
- * 社会福祉施設等趣味の手作り作品展(展示販売)への協力・援助
- * 歳末たすけあい募金を障がい者施設・団体へ配分
- * 各種関係団体の行う事業を援助
- * 心身障がい者通所施設の施設整備に対する補助

ボランティア活動の推進

- * ボランティアセンター及び南大沢分室の管理・運営
- * ボランティア活動に関する相談
- * ボランティアの育成
- * ボランティア活動への支援
- * ボランティア交流会開催
- * ボランティア広報誌「ボランティアセンターだより」の発行
- * 災害ボランティアセンター事業

4

令和2年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ③

募金運動

- * 赤い羽根共同募金
- * 歳末たすけあい募金
- * 歳末たすけあいバザーの実施

広報事業

- * 社協だより 年4回発行予定
- * ホームページ URL <http://www.8-shakyo.or.jp/>
- * 車いすや高齢者疑似体験などの出前講座

その他

- * 第2次いきいきプラン八王子(八王子市地域福祉推進計画)の推進
- * 浅川地区社会福祉協議会への支援
- * 車椅子の無料貸し出し
- * 地域住民協議会が実施する福祉的な事業や行事への助成
- * 無縁仏の供養
- * 東日本大震災等被災地支援活動

地域福祉推進拠点の運営

現在9か所：石川・川口・浅川・大和田・由井・由木・由木東・台町・恩方

5

住民がささえあう地域づくりに向けて ～地域福祉推進拠点の整備～

相談・支援や集いの場として地域の身近な拠点を活用し、誰もが気軽に相談できるしくみとすることで、必要な人に必要な情報がきめ細かく提供できるとともに、潜在的なニーズを早期に発見することにより効果的な支援につなげていくため、「地域福祉推進拠点」を設置運営します。

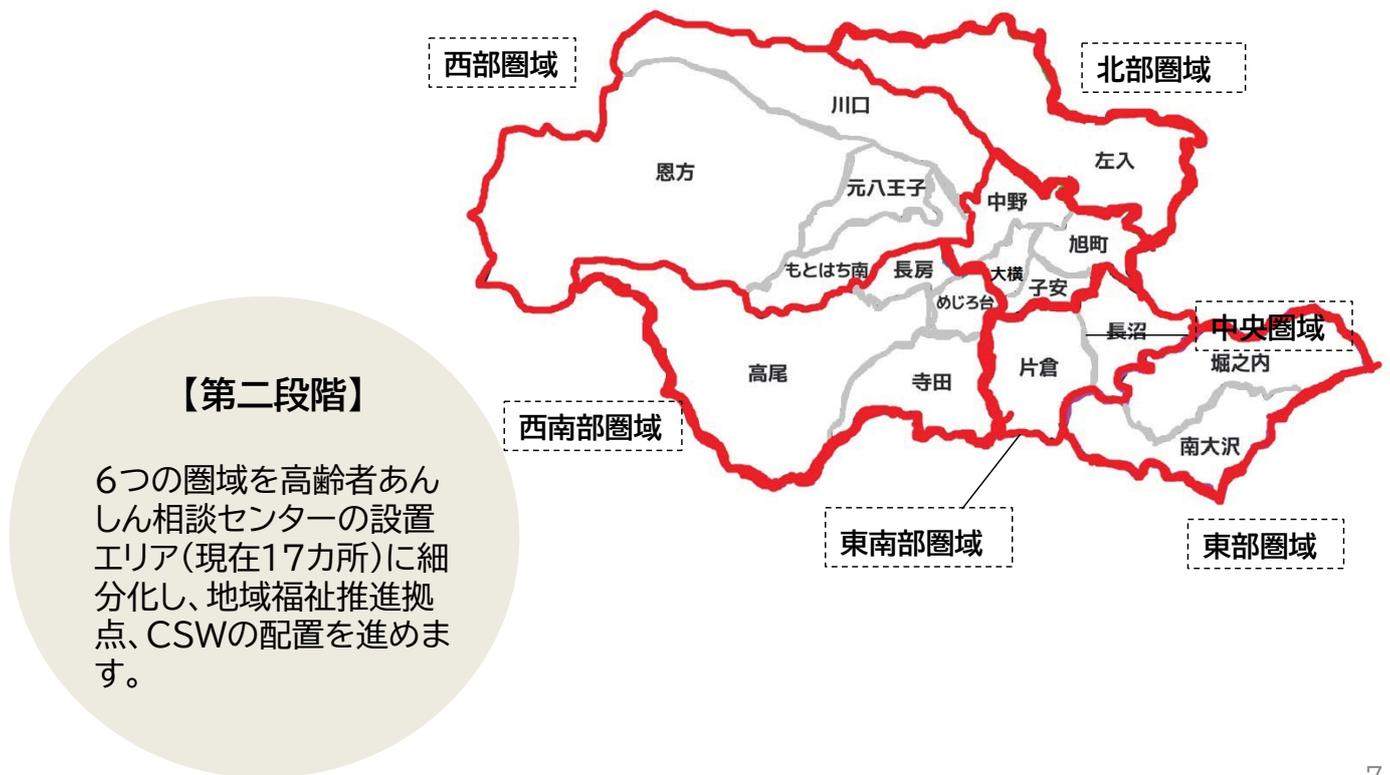
【第一段階】

八王子を6つの圏域に分け、圏域ごとに地域福祉推進拠点の設置、CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)の配置をします。

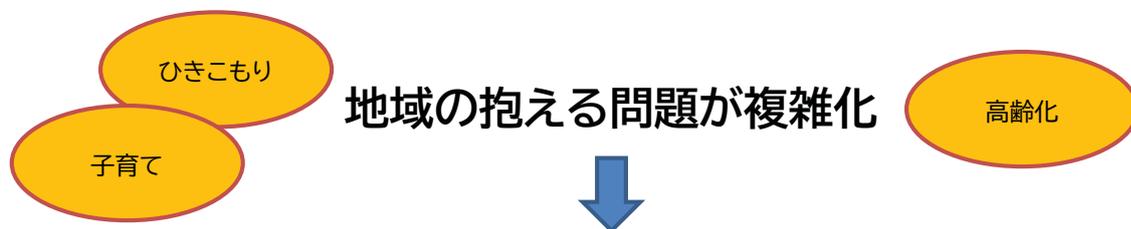


6

住民がささえあう地域づくりに向けて ～地域福祉推進拠点の整備～



7

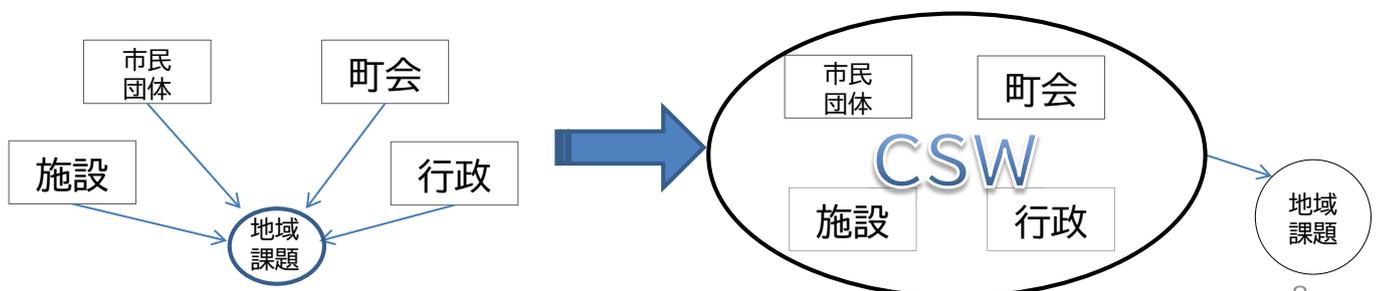


既存の福祉サービスのみでは解決が困難に

地域の問題に対して、地域ネットワークをつくり(地域ぐるみで)対応して行くことが求められています。

→このネットワークづくりにおいて重要な役割を果たすのがCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)です。

地域の中で住民をはじめ、地域社会のあらゆる構成員と共に「寄り添う」「選ばない」「見つけ出す」というキーワードに基づき活動し、顕在化してきたニーズだけでなく、潜在化するニーズにも対応できる仕組みづくりを構築。



8

住民がささえあう地域づくりに向けて ～居場所づくりの取り組み～

生活支援コーディネーター

包括的ケアシステム構築のため、市内6圏域にそれぞれ担当が配置されており、地域住民を中心とした地域での支えあい活動を一緒に考えています。

主なはたらき:地域での活動や居場所づくりに関する相談、情報交換会の実施、活動調整など

小地域福祉活動

日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の中でお互いに助け合う仕組みづくりを応援しています。八王子市内にも生活支援活動を行う団体が増えています。

生活支援活動の例:サロン運営、安否確認、見守り、買い物代行、掃除など

誰もが安心して暮らせる地域づくりには
地域での支えあいが必要です。



9

令和2年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ④

お困りごとのあるとき

* 有償家事援助サービス(ういずサービス)の実施

高齢者、障がい者、産前産後や病気などでお困りの方々が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、地域の方々のご協力を得て、有料でサービスを行います。(登録制)

* 成年後見制度の利用相談 (市委託事業)

成年後見制度の利用相談や、必要に応じ弁護士や司法書士による無料の専門相談を行っています。

* 地域福祉権利擁護事業 (都社協委託事業)

福祉サービス利用援助・日常金銭管理・書類等預りサービスの実施

* 財産保全・管理サービス事業 (市委託事業)

在宅要支援要介護の方、身体障害者の方を対象に、上記の地域福祉権利擁護事業同様のサービスを実施

令和2年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ⑤

- * **生活福祉資金の貸付実施（都社協委託事業）**
低所得世帯等に対し、世帯の生活の安定と経済的自立に向けた資金の貸付を行っている。（貸付条件審査あり）
- * **受験生チャレンジ支援貸付実施（市委託事業）**
低所得世帯に対し、子どもの学習塾・受験費用の貸付を行っている。（貸付条件審査あり）
- * **住居確保給付金支給実施（市委託事業）**
離職者に対し、住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。（条件審査あり）

11

成年後見・ あんしんサポートセンター八王子について ①

【事業としての位置づけ】

平成11年
福祉サービス利用援助(地域福祉権利擁護事業)を開始。

平成19年
福祉サービス総合支援事業を市より受託。
成年後見制度の利用、権利擁護についての相談、講演会や学習会による啓発普及活動を行う。

平成20年
成年後見あんしん生活創造事業を市より受託。
成年後見人等への支援、社会型後見人の育成を行う。

平成25年4月
「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」と名称

12

成年後見・

あんしんサポートセンター八王子について ②

センターでは以下のような事業を行っています。

- 地域福祉権利擁護事業
- 財産保全・管理サービス
(地域福祉権利擁護事業の対象拡大)
- 成年後見制度の利用相談
- 弁護士・司法書士による専門相談
- 成年後見人等への支援
- 市民後見人の養成

13

地域福祉権利擁護事業 ①

○ 利用できる対象者は？

- 物忘れなどの認知症の症状や知的障害・精神障害などによって必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方
- 在宅で生活している方
- 本人の利用意思がある方

14

地域福祉権利擁護事業 ②

○ サービスの内容は？

* 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。

* 日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預け入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

* 書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類をお預かりします。

15

地域福祉権利擁護事業 ③

○ サービスをお手伝いする人は？

成年後見・あんしんサポートセンター八王子の
専門員と**生活支援員**です。

* 専門員

相談を受け、本人の希望を聞いて支援計画を作り、契約後も定期的に訪問します。

* 生活支援員

契約後に支援計画に沿って本人宅へ伺い、お手伝いをします。

16

地域福祉権利擁護事業 ④

○ 利用するにはどうすればよいの？

1 相談受付

成年後見・あんしんサポートセンター八王子の担当者が訪問・相談に伺います。



2 状況確認

本人の状況を確認し、利用意思の確認や契約能力の確認を行います。



3 契約

本人の希望に沿った支援計画を作成し、契約を結びます。



4 サービスの開始

契約後は生活支援員によるサービスを開始します。

17

地域福祉権利擁護事業 ⑤

○ 利用料はいくらかかるの？

援助の内容		利用料
①福祉サービスの利用援助		
②日常的金銭管理サービス	通帳等をご本人が保管する場合	1回1時間まで1,500円
	通帳等をお預かりする場合	1回1時間まで3,000円
③書類等預かりサービス		1か月1,000円

18

財産保全・管理サービス

(地域福祉権利擁護事業の対象拡大)

○ 利用できる対象者は？

- ① 介護保険を利用されている方
- ② 身体障がいのある方
- ③ ①、②のいずれも在宅で生活しており、この事業の契約ができる判断能力がある方

サービス内容・利用の流れ・利用料については
地域福祉権利擁護事業に準じます。

19

成年後見制度とは ①

【対象】

認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が
十分でない方

福祉・医療・介護サービス等の各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理などについて、本人の意思をできるだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利が生じないように、権利や財産を守ります。



20

成年後見制度とは ②

法定後見制度

【対象】

本人が**すでに**判断力の不十分な状態にある方

【手続き場所】

本人の居住地を管轄する**家庭裁判所**

【申立人】

本人または配偶者、4親等以内の親族

(親族のいない場合は市長も申立可能)

21

成年後見制度とは ③

法定後見制度の3類型

【後見】 判断能力が全くない方

日常的に必要な買い物も誰かに代わってやってもらう必要がある方。
本人申立は原則出来ない。

【保佐】 判断能力が著しく不十分な方

日常的な買い物は単独で可能だが、不動産や自動車の売買など重要な
財産行為が自分では出来ない方。

【補助】 判断能力が不十分な方

重要な財産行為は自分では出来るかもしれないが、本人の利益のために
誰かに代わってやってもらった方が良い方。

***この類型は、医師の診断書により決まります。**

22

成年後見制度とは ④

法定後見制度の3類型とその内容

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
代理権	財産管理全般	申立の範囲内で家裁が定める特定の法律行為	//
同意見 (取消権)	法律行為全般 (取消権のみ)	民法第13条1項各号所定の行為	申立の範囲内で家裁が定める特定の法律行為

23

成年後見制度とは ⑤

法定後見の申立ての流れ

※ 申立てから審判が出るまでに、2～3カ月かかります

1. 申立て準備

2. 申立て

3. 調査・照会・鑑定

4. 審理

5. 審判

6. 成年後見登記

7. 開始

必要書類や診断書の準備、申立人や後見人候補者の検討をします。

審判書が通知された後、2週間の不服申立て期間があります。

東京法務局に登記します。

24

成年後見制度とは ⑥

任意後見制度とは

- 【対象】 判断能力が十分な方
【手続場所】 公証役場

法定後見制度との違いは？

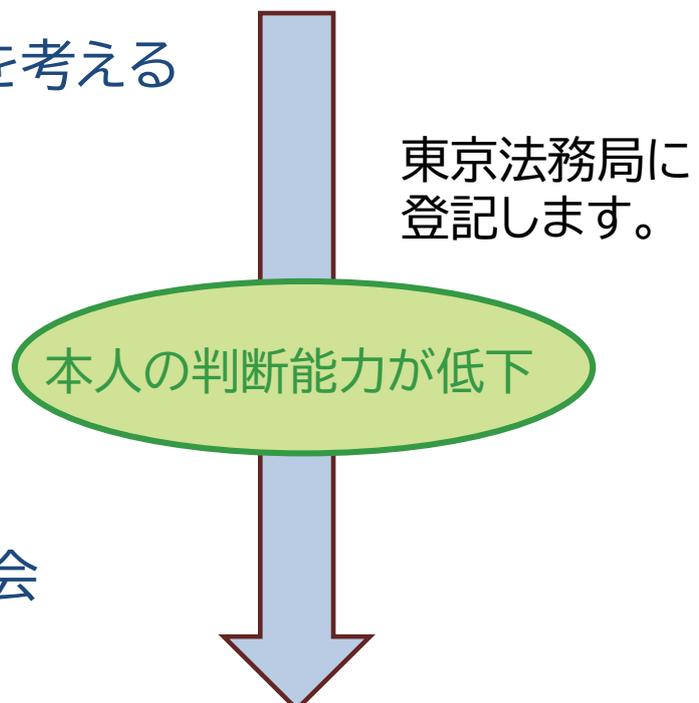
- 将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援してもらう内容を決めておくことができる。
- 認知症の診断が出ている場合、任意後見契約を結ぶことができないことがある。
- まずは公正証書による契約として、東京法務局に登記し、本人の判断能力が低下した時に家庭裁判所に申立てをする。
(申立てにより任意後見監督人が選任される)

25

成年後見制度とは ⑦

任意後見制度の流れ

1. どうしたいかを考える
2. 任意後見契約
3. 成年後見登記
4. 申立て
5. 調査・鑑定・照会
6. 開始



26

成年後見制度とは ⑧

成年後見人等の職務 ①

1. 財産管理

- ・ 現金、預貯金、証券、不動産の管理等をする。
- ・ 本人の利益に反して財産を処分することは出来ない。

2. 身上保護

- ・ 本人を支援してくれる人と契約し、仕事を監督する。
- ・ 成年後見人自身^{自身}が買い物や掃除洗濯、介護、看護をする必要はない。
- ・ 病院や施設へ入る(出る)際の手続きや支払いを行う。身元保証人にはなれない。

27

成年後見制度とは ⑨

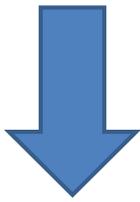
成年後見人等の職務 ②

- 専門職後見人は、家庭裁判所に名簿登録されている。弁護士、司法書士、社会福祉士等から選出される。
- 職務は、成年後見登記がされた時に開始し、本人が死亡した時に終了する。
- 成年後見人等の報酬は、家庭裁判所が本人の持っている財産から決定する。
- 医療行為の同意権は有していない。

28

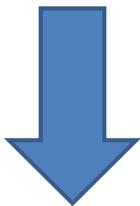
サービス・制度の違いを理解しよう ①

判断能力がある



任意後見制度
財産保全・管理サービス

判断能力が補助・保佐レベル



法定後見制度
地域福祉権利擁護事業

判断能力が後見レベル

法定後見制度

29

サービス・制度の違いを理解しよう ②

地域福祉権利擁護事業は、ご本人との契約により、日常生活の範囲内で、お手伝いをする事業です。

以下の場合には成年後見制度の利用が適切です。

- ・ 認知症や障害の状態が重く、本事業の契約ができない。
- ・ 頻繁な消費者被害に遭うため、不要な契約を取り消す必要がある。
- ・ 不動産や証券の売却、定期の解約をする必要がある。
- ・ 老人ホームなどへの入所契約
- ・ 遺産分割協議

など

30

ご清聴ありがとうございました。

